

(別表第 1)

供給地点群

供給地点群名

供給地点群

(別表第2)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

適用する料金表「電気セットプラン」

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早收料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／(1＋消費税率)

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	703.00円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	389.21円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	755.80円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	382.61円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,060.34円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	372.42円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第4)

早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、別表第3-1を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 ÷ 30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第3-1の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第3-1の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3-1における適用基準と同様といたします。

(別表第5)

早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、別表第3-1を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) ÷ 30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第3-1の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、36.65円31日以上の場合は30日
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第3-1の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3-1における適用基準と同様といたします。

(別表第6)

供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

- (1) 圧 力 $\left\{ \begin{array}{ll} \text{最高圧力} & 3.2 \text{キロパスカル} \\ \text{最低圧力} & 2.2 \text{キロパスカル} \end{array} \right.$
- (2) ガスの規格 「い号」 LPガス
- (3) 液化石油 $\left\{ \begin{array}{ll} \text{プロパン及びプロピレンの合計量の含有率} & 90 \text{パーセント以上} \\ \text{ガスの成分} \left\{ \begin{array}{ll} \text{エタン及びエチレンの合計量の含有率} & 5 \text{パーセント以下} \\ \text{ブタジエンの含有率} & 0.5 \text{パーセント以下} \end{array} \right. \end{array} \right.$
- (4) 熱量は100.46メガジュール